

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

総務部総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月15日	公用車車検整備	(株)北浦モータース	¥71,445		第3号適用
6月15日	本庁舎階段室屋上防水工事	竹中防水	¥233,200	○	
6月29日	公用車車検整備	(株)マックスオート	¥268,200		第3号適用
6月29日	公用車車検整備	松尾自動車商会	¥70,257		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

総務部 秘書人事課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月1日	阪南市職員採用試験面接官派遣業務委託	情報公開条例第6条第5号により非公開	単契約価		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年6月分

総務部 危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）

該当なし

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

総務部行財政構造改革推進室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

総務部 人権推進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
		該当なし			

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 6月分

未来創生部 企画課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 6月分

未来創生部 市民共創課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
6月5日	自然田住民センター和室畳床補修工事	昭栄建設 株式会社	¥221,100	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 6 月分

未来創生 部 まちの活力創造 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
6月19日	株式会社エフエム大阪の番組に関する覚書	株式会社エフエム大阪	¥660,000		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 6月分

未来創生部 ふるさと創生室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

市 民 部市 民 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8 年 6 月分

市民 部 生活環境 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

市 民 部 税 務 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8 年 6 月分

市 民 部 資 源 対 策 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月1日	廃食用油回収容器購入	三栄商事(株)	¥80,300	○	
6月12日	夏作業服	(株)誠クローズ	¥283,217	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 6月分

健康福祉部 市民福祉課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 6月分

健康福祉部 生活支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月10日	令和8年度特定個人情報データ標準レイアウト追加に伴う生活保護システム改修業務委託	北日本コンピューターサービス株式会社	¥704,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年6月分

健康福祉部 介護保険課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 6月分

健康福祉 部 保険年金 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

健康福祉部健康増進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

こども未来部 こども政策課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月4日	まい幼稚園そら組室外機修繕作業一式	ダイキン工業株式会社 堺サービスステーション	¥121,000		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 6 月分

こども未来部 こども支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
		該当なし			

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

都市整備部 都市整備課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月12日	所有者不明土地・建物管理人選任申立等業務管理委託契約	アイマン総合法律事務所 弁護士 安部将規	¥440,000		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年6月分

都市整備部 河川農水課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月4日	石谷池雑木伐採工事	(有)マエダ	¥356,400	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年6月分

都市整備部 道路公園課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項た だし書の適用号数（第○号適 用）
6月1日	箱作公園トランポリンベルト緊急取替工事	中谷石材園芸	¥495,000		第2号適用
6月1日	丘陵西線除草業務委託	（公社）阪南市シルバー人材センター	¥262,440		第3号適用
6月1日	いずみが丘地区道路敷枯桜緊急伐採業務委託	南海造園土木	¥193,600		第2号適用
6月1日	下荘137号線溝柵緊急改修工事	泉営工（株）	¥440,000		第2号適用
6月3日	東鳥取243号線道路側溝緊急補修工事	（株）林建設	¥499,400		第2号適用
6月5日	黒田地区バリカー緊急設置工事	（株）庄司建設	¥116,600		第2号適用
6月8日	箱作公園複合遊具緊急補修工事	中谷石材園芸	¥167,200		第2号適用
6月9日	光陽台児童遊園フェンス緊急補修工事	（株）谷工務店	¥243,069		第2号適用
6月10日	桃の木台地内道路照明不点灯緊急修繕工事	カミタ総合設備（株）	¥132,000		第2号適用
6月16日	和泉鳥取地区擁壁緊急補修工事	（株）林建設	¥499,400		第2号適用
6月17日	桃の木台西公園あずまや柱緊急取替工事	オールワークタカマツ	¥187,000		第2号適用
6月19日	わんぱく砦緊急補修工事	オールワークタカマツ	¥147,400		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

[illegible]

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年6月分

都市整備部 下水道課

契約日	契約内容(業務名称・物品名等)		契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数(第○号適用)
		該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8年 6月分

会計課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当無し				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 6 月分

議会事務局 庶務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 6 月分

行政委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年6月分

農業委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和__8年__6月分

生涯学習部教育総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
6月2日	支援学級系統空調室外機送風機他取替修理工事	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	¥205,700		第1号適用
6月5日	舞小学校ロープ交換補修工事(緊急)	株式会社エイビック	¥105,600		第2号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年6月分

生涯学習部 学校給食センター

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 6 月分

生涯学習部 学校教育課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8 年 6 月分

生涯学習 部 生涯学習推進 室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
6月1日	桑畑総合グラウンド浄化槽沈殿槽修理工事	有限会社道慶清掃	¥834,350		第2号適用
6月12日	はんなん探訪パンフレット等作成業務委託	阪南まちおこし夢テラス	¥216,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年 6月分

生涯学習部 中央公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
4月1日	自動ドア装置保守点検業務	和歌山自動ドア販売株式会社	¥85,800		第2号適用
4月1日	東鳥取公民館空調設備保守点検業務委託	紀陽ダイキン空調株式会社	¥187,000		第2号適用
4月1日	西鳥取公民館空調設備保守点検業務委託	紀陽ダイキン空調株式会社	¥440,000		第2号適用
6月16日	東鳥取公民館低濃度PCB廃棄物収集、運搬及び処分業務委託	オオノ開発株式会社	¥759,000		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。